

令和4年度鳥取県内等修学旅行支援事業（県立学校）の実施状況

1. 補助内容

新型コロナウイルス感染症の影響等により、鳥取県立学校が鳥取県内等（※1）で実施する修学旅行（※2）（鳥取県内において体験活動（※3）を行い、かつ鳥取県内のみ宿泊するものに限る）に係る旅行経費について支援することにより、児童生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出し、地域への愛着を育むことを目的とする。

（※1）鳥取県内等…島根県、岡山県及び兵庫県（但馬地方に限る）

（※2）修学旅行…交通費、宿泊費等の全額を児童生徒の保護者が負担するもので、遠足、社会科見学等に類するものや、任意参加の研修旅行は除く。

（※3）体験活動…ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動、勤労生産、職業・就業、文化や芸術などに関わる体験活動、人とのふれあい・交流体験活動、その他児童生徒等が自分の身体を通して実地に経験する活動をいう。

<限度額>

以下①，②のいずれか

①児童生徒1人あたり3千円

②修学旅行に用いる貸切バスに係る経費 バス1台あたり50千円（上限150千円）

2. 実施状況及び成果

<補助金を活用した学校数>

- ・ 県立高等学校…2校
- ・ 県立特別支援学校…9校

※ 負担行為額合計 1,310千円

<成果>

昨年度に比べ、県外修学旅行を計画する学校が増加したが、県内の感染状況による急な予定変更や延期のリスクを避けるため県内修学旅行を選択する学校もあり、そのような学校に対し感染や中止、延期のリスクを軽減しつつふるさと教育の推進を支援することができた。